

10kW未満太陽光発電設備の 分割審査について（事務局資料）

2021年3月22日

資源エネルギー庁

10kW未満太陽光発電設備の分割審査について

(現行制度・運用)

- 10kW未満の太陽光設備については、省令に基づき余剰売電のみ認めており、申請に当たっても余剰配線のみ選択できるように設定されている。
- また、50kW未満太陽光の審査補助を行っているJPEA代行申請センター（JP-AC）においても、10kW未満は（通常、需要を分割できない）家庭用の屋根置きが大宗を占めること等から分割審査を行っていない。

(現在生じている問題)

- 太陽光の10-50kWに地域活用要件が設けられたこともあり、10kW未満（地上設置）の申請・認定が増加（前年度比約4倍）。他方、申請内容や電力会社からの相談・通報を踏まえると、地域活用要件逃れのため、意図して10kW未満に分割して申請している疑いがある。

※ 具体的には、10kW未満（地上設置）で隣接して複数認定を取得するが、需要場所は各設備でコンセントしかないケース。

(対応策)

- 分割することによる社会コスト増（不必要な電柱、メーター等の設置）、安全規制逃れ、地域の懸念増（廃棄費用積立て・標識設置逃れ）を踏まえ、今後は10kW未満（問題となっている地上設置に限る）についても、10kW以上同様に分割審査を行うこととする。

<10kW未満の申請・認定件数（2021年1月時点）>

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	合計
地上設置	申請件数	958	686	937	4,048	6,629
	認定件数	789	610	824	2,336	4,559
屋根設置	申請件数	151,881	150,488	146,355	135,646	584,370
	認定件数	143,499	145,207	142,791	119,112	550,609
合計	申請件数	152,839	151,174	147,292	139,694	590,999
	認定件数	144,288	145,817	143,615	121,448	555,168

<分割案件と判断する事例>

- 事業者・地権者が同一のケースに加え、他事業者と共同して同事業者の連続を避けつつ複数の需要場所（複数の発電所）を施設する場合も分割案件と判断している。

